

本 訴 平成26年(ワ)第29256号

反 訴 平成27年(ワ)第25459号

本訴原告 反訴被告 阿 部 宣 男

本訴被告 反訴原告 松 崎 参

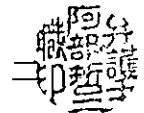
準 備 書 面 (6)

2015(平成27)年12月25日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲



弁護士 平 松 真 二 郎



弁護士 湯 山 花



— 反訴答弁書に対する反論 —

第1 情報提供と名誉毀損との相当因果関係について

- 1 反訴被告は、東京地裁平成11年7月19日付判決と東京地裁平成13年7月30日付判決を引用し、情報提供と報道機関の報道との間には、報道機関の編集権が介在することから原則として相当因果関係に欠けるものであり、例外1としてあらかじめ出版社と意思を通じた上で社会的評価を低下させる発言をした場合、例外2として「情報提供者が置かれた立場を考慮してもなお著しく

不当である場合」があるとする。

- 2 しかしながら、反訴被告の指摘する判決の後に、東京高裁平成17年11月9日付判決（判タ1236号278頁以下）がある。

この事案は、報道機関への情報提供者につき、摘示事実の真実性及びこれを真ずるについての相当の理由をいずれも否定して、名誉毀損の不法行為責任を肯定したものである。

この案件の控訴審では、情報提供者が手術ミス及び隠蔽工作があったとの情報を、患者の父親に伝え、記者会見し、テレビ番組に出演して述べたことが問題になった。

そして、情報提供者側は、記者会見やテレビ出演は、報道機関の独自の取材活動や編集が介在するから相当因果関係はないと主張した。

しかし、控訴審は「自らが提供する情報が報道機関によって報道されることを期待し、これを意図していたとも推認し得る」と認定した上で、「本件各摘示事実、その内容及び情報提供者の地位に照らし、報道機関によって報道される蓋然性が高く、被控訴人自身もそれを認識し、期待していたと推認し得ることは前記の通りであり、本件各摘示事実が報道されたことによる控訴人らの社会的評価の低下との間の相当因果関係を認めることができ、これを否定することはできない」と判示している。

この高裁判断には、相当因果関係の原則否定という論理はなく、情報提供により報道されることを期待していたことと報道されることの蓋然性があれば相当因果関係は認められるということが示されているのである。

- 3 さらに、東京地裁平成17年3月14日付判決（判時1893号—54頁以下）がある。

この判決の事案は、患者からセキハラがあったとして訴えられた医師が、訴訟が患者の敗訴で確定した後に、患者、患者の代理人弁護士、新聞社に対し、名誉毀損等に基づき損害賠償を請求した事案である。

患者の代理人弁護士は、医師を訴えた訴訟の提起後に、訴状を司法記者クラブにFAXで送信したこと、及び記者会見をしてマスコミに情報提供したことが問題とされた。

判決は、当該弁護士の行為と原告の社会的信用の低下との間の相当因果関係を当然の前提として、名誉毀損による損害賠償責任を認めた。

- 3 このように、反訴被告の指摘する判決の判断は、司法判断における原則とはいえない。

反訴被告には、日経ビジネスオンラインの記者に自らのインタビューに対する回答が記事となることを意図し期待して全く根拠の無い虚偽の事実を情報提供したこと、また、そもそも日経ビジネスオンラインの記者に全く根拠のない虚偽の事実を伝えたことそれ自体が、反訴原告の社会的信用を低下させる名誉毀損行為にあたる。上記高裁判断の論理に則って判断するのが相当である。

第2 本件情報提供と名誉毀損との相当因果関係

- 1 「ホテルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃！」との日経ビジネスオンラインの記事（乙15号証）（以下、本件記事という）は、ホテル館が3月末に閉館すること、今年1月、板橋区は「累代飼育はされておらず、外部から成虫を持ち込んでいた」とする報告書を公表したとの文章で始まり、真実を知るのはホテル飼育の第一人者としてたびたびテレビや新聞でも取り上げられていたA氏であり、そのA氏が取材に応じたとして、A氏へのインタビュー内容を「」書きの発言のまま取り上げている。「渦中のA氏」「テレビや新聞でも取り上げられていた」と言うように本訴原告は、これまでの言動とこれを否定する板橋区の報告、ホテル館閉鎖の動きから注目される存在であった。そして、「取材に応じた」というように本訴原告自らが情報を売り込んだのではなく、日経ビジネスの記者が記事にするために取材を申し込み、本訴原告がこれに応じたインタビューであった。

このようなホテル館を取り巻く状況、本訴原告のマスコミの認知度、板橋区の報告と懲戒解雇などの状況からすれば、本訴原告への取材内容は、

- ① 報道される蓋然性が高く
- ② 本訴原告もそれを認識し、「自分は利権政治の犠牲者だ」「1万匹の幼虫が意図的に殺された」と発言し、DNA鑑定にも大反論するなどしたことは報道されることを期待していた

と十分に推認しうるのである。

したがって、本件情報提供行為と名誉毀損との間には相当因果関係がある。

2 例外2について、

- (1) なお、反訴被告は、自説の例外2の該当性を判断するにあたり、平成26年2月から翌27年4月にかけて、本訴原告から本訴被告への名誉毀損が繰り返されて反訴被告は精神的ダメージを受けていたこと、当時Web上で指摘されていた内容を伝えたにすぎないことから、反訴被告の行為をもって著しく不相当と判断することは出来ないという。

- (2) しかしながら、反訴被告は、新聞やテレビでもたびたび取り上げられる等した有名人である。

その有名人がWeb上で噂をそのままにしておくのではなく、「自分は利権政治の犠牲者だ」「跡地に絡む利権を獲得したいK議員とM議員が私を悪者に仕立て上げて、ホテル生態環境館を廃止に追い込もうと動いた」と日経ビジネスオンラインの記者と認識しながら、その記者のインタビューに答えたのである。

その情報提供の内容が日経ビジネスオンラインでの記事となれば、Web上に流れていた狭い範囲での噂とは異なり、対象者の名誉がどれだけ毀損されるかは計り知れない。

反訴被告は情報提供が報道されることを期待し、意図してこれを行ったのである。

しかも、乙15号証の記事は、反訴被告へのインタビューに対する回答を要約するのではなく「」で記事とするインタビュー記事形式となっている。

その記事からして、回答内容はうわさの存在を伝えただけに留まらず、反訴被告自らの事実認識として、反訴原告が利権に絡んで自分を悪者に仕立て上げたと言ったとしか考えられないのである。

(3) また、平成26年から平成27年にかけて反訴原告が反訴被告の問題として指摘したのは

① ナノ銀による放射能除染効果

② ホタルの累代飼育問題

を中心とするもので、いずれも反訴原告の指摘は、JAEAの実験、DNA鑑定などにより科学的にも裏付けられており、区議会議員としての正当な政治活動でもあって何ら名誉毀損にあたらない。

精神的ダメージを受けていた等との理由で、反訴被告の情報提供を正当化することは到底出来ない。

(4) 反訴被告の行為は著しく不相当であり、反訴被告の論理によっても例外2に該当する。

第3 本件記事が反訴原告の社会的信用を低下させたか

1 反訴被告は、本件記事内容に相当するものは既に平成26年3月頃よりWeb上に掲示され始めていたもので、本件記事により反訴原告の社会的信用が低下したわけではないという。

しかしながら、渦中のA氏である反訴被告がインタビューに回答し、自らの言葉で「自分は利権政治の犠牲者だ」として、日経ビジネスオンラインという媒体に情報提供するのは、大きな社会的影響力をもち、反訴原告の社会的信用を低下させるものとなる。

2 しかも記事内容は、利権政治の排除を強く訴えて政治活動を行っている日本

共産党所属の板橋区議会議員である反訴原告が自民党の区議とともに動いたなどというもので、区議としての社会的信用を大きく傷つけるものであることは明らかである。

- 3 反訴原告が、Web上での掲示を「妄想」だとして意に介さず反撃したことは、政治にかかわりその信念を貫く立場の者としての当然の反応である。落ち込まなかったから社会的信用は低下していないかのような反訴被告の主張は通らない。

第4 求釈明に対して

反訴被告の求釈明には、応じる必要はないと考える。

以 上